

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 10 月 19 日 >

平成30年石岡市議会
不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年10月19日（金曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- 2 証人尋問について
- 3 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

法第100条第1項により出頭した証人

出し山地区
青年会会長 ○ ○ ○ ○ 君

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年10月19日（金曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について、証人尋問について及びその他であります。

なお、傍聴者及び報道関係の皆様申し上げます。会議中は撮影、録音はできませんので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定しました「出し山農村公園の草刈業務に関し、都市建設部と東府中区との間で行われた一連の協議の記録（平成29年1月から同年4月まで）」の記録の提出要求につきまして、未作成ということで、執行部からの記録の提出はございませんでした。本件の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） こちらで請求した書類の提出なんですけれども、一番肝心の1月から4月までの記録がないというのは、ちょっと納得ができないんですが、ないものは今回はどうしようもないと思うんですけれども、今後はそのようなことのないような要請をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ただいまの発言も踏まえまして、委員長としましては、今回、これ以上の記録の要求をしても記録の提出が見込めないことから、この件については未提出ですといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、証人尋問についてでございます。前回の委員会で決定しましたとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名に本日の会議への出席を求めているところですが、〇〇〇〇氏につきましては会議に出席できないとのことで、その理由として診断書が2通提出されております。委員長としましては、〇〇〇〇氏の再喚問は難しいと判断し、本件については現状ではここまでとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

改めまして、証人尋問についてでございますが、ここで、〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれら

の親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

[全員起立]

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年10月19日。証人・〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

[署名・捺印]

○委員長（山本 進君） 証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと、また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるようお願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人からの証言を求めます。最初に、委員長より所定の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定訊問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇氏ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、そうです。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、間違いありません。

○委員長（山本 進君） それでは、最初に、出し山地区青年会について、委員長から共通事項をお聞きいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） この件は、不適切文書の作成ということで、私のところに文書で来ています。それで、不適切文書に関して私は全然わかりません。それに、そのようなことなので、不適切文書等の作成にも私はかかわっておりませんので、そのところをご了承願います。

終わりです。

○委員長（山本 進君） 委員会としては、質問の範囲を超えない形でこれからお尋ねしていきますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

初めに、出し山地区青年会についてお尋ねします。まず、出し山地区青年会設立の経緯について、また発起人はどなたであったのか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 発起人は私です。経緯というのは、出し山地区で、あ、出し山地区じゃないです。東府中区で草刈りをやらないということでありましたので、市のほうと協議した結果、団体名じゃないとだめだということなので、私一存で団体名を出し山地区青年会ということを書きました。

○委員長（山本 進君） 次に、出し山地区青年会の設立年月日はいつでしたか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 昨年ですけれども、月日がちょっと今、覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 次に、出し山地区青年会の設立総会はいつどこで行われたのか。正確な日時をご記憶でないということですが、いつごろどこで行われたのか、改めてお尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 次に、出し山地区青年会設立の目的、先ほど、設立の経緯についてお答えいただいておりますが、改めまして、設立の目的についてお伺いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 目的というのは、どういうことでしょうか。

○委員長（山本 進君） 先ほど、設立の経緯でお話を伺いました。いま一度、出し山青年会を設立した経緯について、これは目的も含めて、お答えいただきたいと思いますが。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 青年会をつくったのは、先ほども言いましたように、団体名がなければだめだということで、草刈りをするのに団体名がなければだめだということで、市の指導のもとに設立しました。

〇委員長（山本 進君） 次に、出し山地区青年会で証人、あなたほどのような立場にありましたか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 会長職です。

〇委員長（山本 進君） 委員長からの共通事項尋問につきましては、以上とさせていただきます。

次に、各委員からの補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に留意願います。

初めに、川井委員。

〇委員（川井幸一君） それでは、私のほうから〇〇〇〇証人に何点かご質問いたします。

まずは、出し山地区青年会の設立時の役員の構成について伺います。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 構成というのは、会長とか副会長とかという構成ですか。会長は私です。あと、副会長とか会計、幹事、そちらのほうは個人情報のため控えさせていただきます。

〇委員長（山本 進君） 川井委員。

〇委員（川井幸一君） それでは、出し山地区青年会の構成要件についてお伺いいたします。住所要件、また年齢要件等について伺います。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） この質問は、今回の質問とは、ちょっとかけ離れるかと思うんですけども。

〇委員長（山本 進君） 川井委員。

〇委員（川井幸一君） あくまでも、皆さんの、出し山地区青年会の住所とか、年齢というものについては、やっぱりその質問内容に沿ったものと思いますので、ぜひお答えいただければと思います。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 出し山地区青年会の住所ですか。

〔「構成員」と呼ぶ者あり〕

〇証人（〇〇〇〇君） 構成員は、最初、提出したときは六、七名だったと思います。その後で15名ぐらいになると思います。

〇委員長（山本 進君） 川井委員。

〇委員（川井幸一君） 何度も済みませんが、その中身の住所、または年齢等についてお伺いいたします。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） それは個人情報だと思いますので、控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人に申し上げます。ただいまの質問は構成要件ですね。どこに住する人たちが会員になるのか、また、会員の資格、年齢ですね、年齢要件、会員となる資格、年齢要件についてのお尋ねかと思しますので、お答えいただけますでしょうか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） あくまでも出し山地区青年会なので、隣接する町内、その人たちも含まれると思います。

○委員長（山本 進君） 年齢要件についてはいかがでしょうか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 特にかかわっておりません。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） 団体名に出し山地区と名前をつけた経緯について伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私、出し山地区、旧町名ですけれども、そちらでお祭りの会長をやっております。それで、出し山地区祭礼委員会という。それで私は出し山が好きです。それなので、出し山地区青年会とつけました。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） 出し山地区青年会と東府中区の関係を伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） それは区内のことなので、発言は控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 私から、出し山地区青年会について何点か端的に伺ってまいりますので、よろしくお願いたします。

まず、出し山地区青年会では、構成員の刈払機資格を取得されていますが、その取得の時期について、いつだったのか、まず伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 時期は昨年でございます。それで、日にちはちょっと。6月ごろだと思います。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ありがとうございます。その資格を取得したわけと伺いますか、理由についてお伺いたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 先ほども申し上げましたが、市のほうの都市計画課のほうで草刈りをやる場合には、そういう資格がなければできないということなので、資格を取りました。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 次に、その刈払機の資格を取得するに当たって、費用が発生してくると思いますが、その費用についてはどうなされたのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） それは資格を取るための費用ですか。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） はい、そのとおりです。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 個人負担です。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ありがとうございます。その時には、青年会の名簿の方々は、一緒に講習を受けられましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） もう一度お願いします。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 講習を受ける際、構成員の名簿の方、青年会の名簿の方、一緒に受けられましたか、講習を。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 構成員と青年会の名簿ということですがけれども、それをどういうふうに説明したらいいかわからないんですけれども。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 例えば、○○○○証人1人で講習に行ったのか、それとも、皆さんで講習に行ったのかということでございます。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 皆さんで行きました。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ありがとうございます。では、皆さんで行ったとのことですが、その皆さんで行ったときの講習の費用というものは、どのようにされましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 個人負担です。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ありがとうございます。では、刈り払い講習に当たって、個人負担をしてまで草刈りの請負をしたということについては、どのようにお考えですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 資格がなければ仕事ができないというのであれば、資格を取らなくちゃいけないのではないのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 次にですね、出し山地区。

○委員長（山本 進君） 傍聴席の方はご静粛にお願いいたします。

○委員（勝村孝行君） 出し山地区青年会規約に、顧問、相談役を置くことができると定めてありますが、置いたことはございますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） ありません。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 以上で私のほうからの質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（山本 進君） ほかに補足質問、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、次に、出し山農村公園管理の覚書を市と締結した経緯について、私、委員長から共通事項をお聞きいたしたいと思います。

まず、出し山農村公園の維持管理について、市に要望書を提出した時期についてお伺いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 昨年ですけれども、月日がちょっと覚えていません。

○委員長（山本 進君） それでは、なぜ要望書を市に提出しようとしたのでしょうか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 出し山地区農村公園をシルバー人材がやっていたもので、それでは、私が市のほうに掛け合ったところ、都市計画のほうと掛け合ったところ、資格があれば大丈夫ですということだったので、経緯です。

○委員長（山本 進君） 次にお尋ねします。市に提出された要望書の内容は、どなたかと協議をされてつくられましたか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時、都市計画課の人と協議の上、作成しました。

○委員長（山本 進君） それでは、出し山地区青年会の意思決定はどのように行われるのか、お伺いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 済みません、もう一度お願いします、わかりやすく。

○委員長（山本 進君） 出し山地区青年会で決め事をするときに、どのような形で決定をしていかれるのでしょうか。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 私が一存で決めております。

〇委員長（山本 進君） 次にお尋ねします。出し山農村公園の維持管理について、石岡市に要望書を提出する際、出し山地区の青年会の総会には諮られたのでしょうか。先ほどのお話ですと、一存で決定をされているというお話でしたが、この要望書を石岡市に提出されました。その際、出し山地区の青年会の総会に諮られましたか。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 数名で話し合いをしております。

〇委員長（山本 進君） 私からの共通事項尋問については以上とさせていただきます。

次に、各委員からの補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に留意願います。

勝村委員。

〇委員（勝村孝行君） それでは、私から、出し山農村公園管理の覚書に関することについて、4点ほど伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、要望書の提出に当たって、証人のところで東府中区とありますが、地元の東府中区区長には相談されたのか、伺います。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 相談しておりません。

〇委員長（山本 進君） 勝村委員。

〇委員（勝村孝行君） ありがとうございます。そういたしますと、東府中区区長さんにまずお話ししてからということが、通例ですと順序なのかなと思われませんが、相談をなされなかった理由としてはいかがでしょうか。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） そのときのことは覚えておりません。

〇委員長（山本 進君） 勝村委員。

〇委員（勝村孝行君） では、この要望書を市に提出した際、その場に同席された方というのはいらっしゃいますか。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 私だけです。

〇委員長（山本 進君） 勝村委員。

〇委員（勝村孝行君） その要望書を市に提出した後ですが、市との覚書締結までの間、青年会の方、関係者から、市に対して何らかの働きかけ等についてはあったかどうか、わかりますか。

〇委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） ありません。

○委員長（山本 進君） 勝村委員。

○委員（勝村孝行君） ありがとうございます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（山本 進君） ほかに。

川井委員。

○委員（川井幸一君） 続きまして、私から質問させていただきます。

その覚書締結後、市と東府中区との話し合いを求められたことはありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 東府中区は、私は個人的な団体で地区青年会ということをつくって、そちらで覚書をしたので、東府中区とは関係ないと思います。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） 市のほうの要請はございましたか、市のほうから。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ちょっと意味がわからないんですが、もう一度わかるように教えてもらいたいと思います。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） どういった点がわかりにくいのでしょうか。

〔「市と締結したということ……」と呼ぶ者あり〕

○委員（川井幸一君） 締結後のお話で、市からのそういった話し合い、市から東府中区との話し合いを求められたことはありますかと。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ちょっと記憶にないんですね。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） それでは、その市からの求めは何回あったかということをお聞きします。その回数ですね。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 何回やったって、今、覚えていないと言っていましたよね。

○委員長（山本 進君） 川井委員。

○委員（川井幸一君） 東府中区との話し合いもなかったということなんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、そうです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 石橋です。私のほうから何点かお伺いいたします。

平成29年11月29日、覚書の変更の件で、当時の市の都市建設部長、都市建設部次長並びに都市

計画課長が高野議員宅に行ったということなんですけれども、証人もその場に同席した事実がありますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） おりました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その同席の要請は、市の職員からか、それとも高野議員のほうからなのか、どちらから同席の要請があったのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） どちらからでもありません。私がたまたま遊びに行っていただけです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、高野議員宅での話し合いといいますか、その場でどのぐらいの時間、行われていたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私は、職員さんが来たので、数分で帰りました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、証人が高野議員宅に出向いた時間は何時ぐらいでしたか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 時間はちょっと覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 早朝か日中か、夕方、夜間か、その部分についてもご記憶はございませんか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 夕方ぐらいだと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 先ほどのお話の中で、数分程度で席を立ったというようなお話でしたけれども、その数分の中で、証人は市の職員に対して何か発言をされたことはございますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） それも記憶にないです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、その数分間の間で、高野議員から市の職員に対してどのような内容のお話をされたかということは、覚えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 短時間ということでありましたので、詳しい状況はおわかりにならないのかなとは思いますが、お聞きするわけですけれども、証人が高野議員宅にいた間、市の職員の姿勢はどのような姿勢だったでしょう。お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私が見た限りでは、来たばかりなので、まさか人のうちへ行ってすぐにあぐらかく人はいないと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そのときの職員の表情というものはご記憶にありますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） いつも変わらない顔だと思いました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 私のほうからは以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 副委員長の関口です。7点ほど質問させていただきます。

まず最初に、東府中地区で配布されました、平成29年12月21日付で配布されたんですけど、都市建設部長名の業務報告書なる文書を証人は知っておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ちょっとわかりません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この業務報告書なるものが、東府中地区内で配布されたんですよ。そういったものは、今、わからないということでしたが、見たことはありませんか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） それが業務報告書だか何だかはわかりませんが、配布はしました。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） それでは、その地区に配布された方、これは誰なのか、わかっておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私のほかは、個人情報のため控えさせていただきます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その業務報告書なるものに証人の名前が書かれていたんですけど、そのとき、どのように、証人の名前が載っていた文書に対してどのように感じましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） あくまでも先ほど言いましたが、文書を読んでそれで配布したということではなくて、文書があったのでそれを皆さんに配布しただけです。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 文書は見えていないということなので、その文書に対して質問しようと思ったんですけど、それは質問しても、見えていないということなので、それは割愛させていただきますが、最後に、証人は先ほど、高野議員のお宅にたまたま遊びに行ったときに、職員が来たので帰られたということでございますが、証人と高野議員の関係を説明していただきたいと思います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私が旧出し山地区に婿様で来たときに、自宅の前で会社をやっていたのが高野議員でありました。そのころからのつき合いでございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 以上で質問を終わります。

○委員長（山本 進君） ほかに質問はございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 済みません、先ほど聞き漏れがありましたので、一、二点お伺いいたします。

先ほど私のほうでお伺いをした平成29年11月29日の件でありますけれども、先ほど、証人のほうは、職員が来て数分で帰ったと。それと、証人が高野議員宅に行ったのは、大体夕方ぐらいであろうというようなお話がありました。証人自身は、高野議員宅にどれぐらいの時間、職員が来るまでの間も含めて、どれぐらいの時間滞在されていたのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 夕方ちょっと前ですかね。時間的にはちょっと覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そのとき、職員が来訪される以前、高野議員とお二人でいたのかと思いますけれども、そのときにこの覚書の件とか、農村公園の草刈りの件とか、出し山地区青年会の件、そういう部分でのお話はされていたかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） しておりません。

○委員長（山本 進君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で○○○○証人に対する尋問は終了しました。○○○○証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 以上で本日の証人尋問は終了いたしましたわけですが、これより今後の委員会運営について協議をしたいと思っております。

暫時休憩いたします。委員の皆様におかれましては、協議のため、会議室の移動をお願いいたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、その他の件として、次回開催日時についてでございますが、私としましては、次回は11月5日午前10時から開催といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、100条調査権に基づく証人の出頭請求についてでございますが、これまでに得られた記録や証言などから、私としましては〇〇〇〇議員を証人として次回の委員会への出頭を求めたいと思いますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ここでお諮りをいたします。〇〇〇〇議員について、地方自治法第100条第1項に基づき次回委員会に出頭するよう請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、証言を求める事項についてでございます。証人には、議長から当委員会への証人出頭請求書を送付いたしますが、その際、証人に対してどのようなことについて証言を求めるのか、あらかじめ具体的な証言を求める事項を通知する必要があります。本件について、私から質問事項の案をお示しさせていただきます。

私としましては、「市職員が処分された不適切文書作成の一連の経緯への自身のかかわりについて」としてはどうかと思いますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご意見ないようですので、ここでお諮りいたします。本件については、先ほどの案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、出頭すべき日時につきましては、次回11月5日の午前10時としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかに何かご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでございました。

午前10時50分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進